

(1)

箕面栗生第二住宅管理組合同規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本組合は、箕面栗生第二住宅管理組合（以下「組合」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 組合は、箕面市栗生間谷西 4 丁目 2 番に所在する箕面栗生第二住宅（以下「第二住宅」という）内の土地、付属施設等の共有物を管理すると共にそれらの使用に伴う組合員の共同の利益を維持、増進し、良好な住宅環境を確保することを目的とする。

(事 務 所)

第 3 条 組合の事務所は、第二住宅内の管理事務所におく。

(構 成)

第 4 条 組合は、第二住宅内の住宅の所有者全員を組合員として構成する。

(規 約)

第 5 条 この規約は、「建物の区分所有等に関する法律」（昭和 37 年法律第 69 号、以下「法」という）第 65 条に定める「規約」とする。

2 この規約は、組合員の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

第 2 章 対象物件の範囲等

(管理共有物の範囲)

第 6 条 組合が管理する共有物（以下「管理共有物」という）で全組合員の管理共有物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第二住宅内の土地
- 二 管理事務所、集会所、駐車場、及びこれに付属する設備備品（以下「共同施設」という
- 三 外灯その他の屋外電気設備
- 四 共同水栓、消火栓
- 五 市水道から各戸メーターまでの配管
- 六 屋外汚水排水管、雨水排水管、その他屋外排水設備
- 七 遊戯施設、案内板、掲示板、擁壁、柵、機能停止した給水塔及びポンプ室その他の屋、外構築物
- 八 共有地上の樹木、芝生その他の植栽物
- 九 BS アンテナ及び保安器以降宅内のテレビ端子までの共聴施設

- 2 前項に定めるもののほか、一部の組合員の共有する共有物のうち、次の各号に掲げるものを管理共有物とする。
 - 一 共同住宅の躯体部分、屋根、外壁面、ベランダ、屋上雨水排水立管、屋外汚水雨水枝管、建物内部の配電、屋外給水及び給ガス枝管設備
 - 二 共同住宅の階段室、階段灯、パイプスペース、建物内部の給水及び給ガスの立管設備、量水器及び集合検針盤
 - 三 建物内部の汚水、雨水、排水立管設備
 - 四 集合郵便受箱
- 3 その他次に定めるものは共用部分とする。
 - 一 玄関扉（鍵及び内部塗装部分を除く）
 - 二 窓枠
 - 三 躯体内部に埋め込まれた部分の給排水枝管

（専有部分の範囲）

- 第 7 条** 対象物件のうち、区分所有権の対象となる専有部分は、住戸番号を付した住宅とする。
- 2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。
 - 一 天井、床及び壁は躯体部分を除く部分を専有部分とする
 - 二 玄関扉は、鍵及び内部塗装部分を専有部分とする
 - 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする

（専用使用权）

- 第 8 条** 組合員は、バルコニー、玄関扉、窓枠、窓ガラスについて専用使用权を有することを承認する。この場合、専用使用权のある管理共有物のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使用权を有するものがその責任と負担においてこれを行わなければならない。

（窓ガラス等の改良）

- 第 9 条** 共用部分のうち、各住宅に付属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施する。
- 2 組合は、前項の工事を速やかに実施できない場合には、当該工事を各組合員の責任と負担において実施することについて、第 23 条の「建築協定」で定める。

（専有部分の設備の管理の特例）

- 第 10 条** 専有部分である設備のうち、棟の共用部分と構造上一体となった部分の管理を棟の共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、組合がこれを行うことができる。

（専有部分の貸与）

- 第 11 条** 組合員は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、この規約、協定及び使用細則（以下「規約等」という）に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。

- 2 前項の場合において、その貸与に係る契約に規約等に定める事項を遵守する旨の条項を定めると共に、契約の相手方に規約等に定める事項を遵守する旨の誓約書を組合に提出させなければならない。

第 3 章 組 合 の 業 務

(組合の業務)

第 12 条 組合は、第 2 条に掲げる組合の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 管理共有物の保安、保全、保守、清掃、消毒及びごみ処理
- 二 管理共有物の修繕
- 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務
- 四 設計図書管理
- 五 修繕等の履歴情報の整理及び管理等
- 六 管理共有物に係る火災保険その他の損害保険に関する業務
- 七 組合員が管理する専用使用部分について管理組合が行うことが適当であると認められる管理行為
- 八 管理共有物の変更及び運営
- 九 修繕積立金の運用
- 十 官公署等との渉外業務
- 十一 風紀、秩序、及び安全の維持に関する業務
- 十二 防災に関する業務
- 十三 広報及び連絡業務
- 十四 その他組合員の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するために必要な業務

(組合業務の委託等)

第 13 条 組合業務は、総会の決議により、これをマンション管理業者(適正化法第 2 条第八号の「マンション管理業者」をいう)等第三者に委託し、又は請け負わせて執行することができる。

第 4 章 組 合 員

(組合員の資格)

第 14 条 組合員の資格は、住宅の所有者となったときに取得し、住宅の所有者でなくなったときに喪失する。

(届出義務)

第 15 条 組合員は、次の各号に該当するときは直ちにその旨を理事会の定める書面により組合に届出なければならない

- 一 第 14 条の規定により組合員の資格を取得もしくは喪失したとき
- 二 住宅を 1 ヶ月以上にわたって不在にするとき

第 5 章 組 合 費 等

(組合費)

第 16 条 組合員は、次の各号に掲げる費用に充てるため、第 56 条に定めるところにより、組合費を組合に納入しなければならない。

- 一 公租公課
 - 二 共用設備の保守維持費及び運転費
 - 三 備品費、通信費その他の事務費
 - 四 管理共有物に係る火災保険料その他の損害保険料
 - 五 経常的な補修費
 - 六 清掃費、消毒費及びごみ処理費
 - 七 委託業務費
 - 八 組合の運営に要する費用
 - 九 その他土地及び共用部分等の通常の管理に要する費用
- 2 組合費の負担割合は、各組合員が所有する住宅の戸数の比による。

(修繕費積立金)

第 17 条 組合員は組合員全員の共有に属する管理共有物の計画的な修繕等に要する費用に充てるため、第 56 条に定めるところにより、修繕費積立金を組合に納入しなければならない。

- 2 修繕積立金の負担割合は、各組合員の所有する住宅の専有面積の比とし、所有する住宅の戸数を乗じた額とする。
- 3 修繕費積立金は、組合員全員の共有に属する管理共有物の次の各号に掲げる場合に限り崩すことができる。
 - 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
 - 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる多額の修繕
 - 三 管理共有物の変更

- 四 その他管理共有物の管理に関し、組合員全体の利益のために特別に必要となる管理
- 4 組合は、前項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕費積立金をもってその償還に充てる事が出来る。

(事務連絡費及び住民活動協力金)

第 18 条 団地外に居住する区分所有者は、次に掲げる理由により、毎年一定額を組合に納入しなければならない

- 一 広報等の郵送料、事務連絡にかかる電話等の費用
- 二 管理組合役員など役務負担の免除

(区分経理)

第 19 条 組合は、次の各号に掲げる費用ごとにそれぞれ区分して経理しなければならない。

- 一 組合費
- 二 修繕費積立金

(承継人に対する債権の行使)

第 20 条 組合が組合費、修繕費積立金について有する債権は、組合員の包括承継人及び特定承継人に対しても行うことができる。

第 6 章 管理共有物の使用等

(管理共有物の使用)

第 21 条 組合員は、管理共有物をその通常の用法に従って使用しなければならない。

- 2 組合員は、その所有する住宅と分離して管理共有物の持分を処分することができない
- 3 組合員は、管理共有物の使用に関して、組合員の共同の利益に反する行為をしてはならない
- 4 前項の規定は、組合員以外の住宅の占有者〔以下「占有者」という〕に準用する。

(駐車場等の使用)

第 22 条 駐車場及び集会所等の使用に関する事項については、別に細則で定める。

(住宅等の模様替え及び修繕等に関する協定)

第 23 条 住宅及び管理共有物の模様替え及び修繕等に関し組合員及び占有者が守るべき事項については、別に「建築協定」で定める。

(共同生活の秩序維持に関する協定)

第 24 条 住宅及び管理共有物の管理又は使用に関し組合員及び占有者が守るべき事項については、別に「共同生活の秩序維持に関する協定」で定める。

第 7 章 役 員

(役 員)

第 25 条 組合には、理事長 1 名、副理事長 2 名、理事 5 名以上及び監事 2 名を置く

(役員 of 忠実義務)

第 26 条 役員は法令、規約及び総会の決議を遵守し、組合のために忠実にその職務を遂行する義務を負う。

(役員 of 選任)

第 27 条 役員は第二住宅に現に居住する組合員又はその組合員と同居する配偶者もしくは成人である二親等の親族の中から、総会の決議により選任する

- 2 役員 of 任期中に欠員が生じた場合は、前項の規定にかかわらず第二住宅に現に居住する組合員又はその組合員と同居する配偶者もしくは成人である二親等の親族の中から、理事会が選任することができる。ただし、直近 of 総会において事後承認を受けるものとする。

(役員 of 任期)

第 28 条 役員 of 任期は、通常総会 of 翌日から次 of 通常総会 of 日までとし、再任を妨げない。

- 2 役員 of 欠員により新たに選任された役員 of 任期は、前任者 of 残任期間とする。
- 3 役員は任期満了 of 後においても、新たに役員が選任されるまでの間、引続きその職務を行うものとする。
- 4 役員が前条第 1 項 of 役員となる資格を喪失した場合においては、その役員はその地位を失う。

(役員 of 報酬)

第 29 条 役員は総会 of 議決を得たときは、組合からその職務に対する報酬を受けることができる。

(理事長)

第 30 条 理事長は、組合を代表し総会及び理事会 of 決議に基づいて組合業務を執行する。

- 2 理事長は、法第 65 条に定める「管理者」とする。
- 3 理事長は、通常総会において前会計年度における組合 of 業務 of 執行に関する報告をしなければならない。
- 4 理事長は、管理共有物に関し組合が締結した火災保険その他の損害保険 of 契約にもとづく保険金額並びに管理共有物について生じた損害賠償金及び不当利得 of 返還 of 請求及び受領について、組合を代表する。

(副理事長)

第 31 条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し理事長が欠けたときは、その職務を行う。

(理事)

第 32 条 理事は、理事会の定めるところに従い、組合の業務を担当する。

(監事)

第 33 条 監事は、組合の財産の状況及び組合の業務の執行状況を監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

- 2 監事は、組合の財産の状況及び組合の業務の執行状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。この場合の招集の手続きは、第 39 条の規定を準用する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員兼務禁止)

第 34 条 監事は、理事長、副理事長、理事又は組合の使用人と兼ねることができない。

(役員自己契約の制限)

第 35 条 役員は、総会の承認を得た場合を除き組合と契約することができない。

(役員責任)

第 36 条 役員がその任務に背き組合に損害を与えたときは、その役員は組合に対して損害賠償の責めを負う。

第 8 章 総 会

(総会)

第 37 条 総会は、組合員全員で組織する。

- 2 総会は、法第 65 条に定める「集会」とする。
- 3 総会の種類は、通常総会及び臨時総会とする。
- 4 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 5 臨時総会は、必要ある場合に開催する。
- 6 総会の成立要件は、組合員及び議決権の過半数とする。

(総会の招集)

第 38 条 総会の招集は、理事長が行う。

(招集の手続き)

第 39 条 総会の招集の通知は、会日より少なくとも 1 週間前に、総会の日時、場所、会議の目的たる事項及び議案の要領を示して組合員に発しなければならない。

- 2 住宅が数人の共有に属するときは、前項の通知は第 42 条第 3 項の規定により届けられ

た者に対しておこなう。

- 3 第1項の通知は、組合員が組合にあらかじめ通知を受ける場所を届出たときはその場所に、この届出でないときは、組合員の住所が所在する場所あてにおこなう。
- 4 会議の目的たる事項が、占有者の利害に関係する場合（組合費の変更等占有者が直接の利害関係を有しない場合を除く）には、理事長は第1項の通知を発した後遅滞なく、総会の日時、場所及び会議の目的たる事項を所定の掲示場所に掲示しなければならない。

（組合員の総会招集請求権等）

- 第40条** 組合員の5分の1以上で、議決権の5分の1を有するものは理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面により総会の招集を請求することができる。
- 2 理事長は、前項の請求がなされた場合は請求の日から2週間以内に、その請求の日から4週間以内の日を会日とする招集の通知を発しなければならない。
 - 3 理事長が前項の期日までに通知を発しなかったときは、総会の招集を請求した組合員は総会を招集することができる。
 - 4 前条の規定は、前2項の場合に準用する。

（出席資格）

- 第41条** 組合員のほか、理事会が必要と認めた者は総会に出席することができる。
- 2 組合員の承諾を得て占有する占有者は、会議の目的たる事項につき利害関係を有する場合（組合費の変更等占有者が直接の利害関係を有しない場合を除く）には総会に出席して意見を延べることができる。この場合において、総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ理事長にその旨通知しなければならない。

（議決権）

- 第42条** 組合員は、その所有する住宅1戸につき1個の議決権を有する。
- 2 住宅が数人の共有に属するときは、第40条第1項及び第45条第1項の場合においては、あわせて1人の組合員とみなす。
 - 3 住宅が数人の共有に属するときは、当事者間で議決権を行使する者1人を定め、理事会の定める書面により組合に届けなければならない。
 - 4 議決権は、書面又は代理人によって行使することができる。

（議長）

- 第43条** 総会の議長は、総会において組合員の中から選出する。

（決議事項）

- 第44条** 次の各号に掲げる事項は、総会の決議を得なければならない。
- 一 規約（規約にもとづき定めた協定を含む。以下同じ）の変更又は廃止
 - 二 細則の制定、変更又は廃止

- 三 組合の法人格の取得
- 四 管理共有物の変更
- 五 長期修繕計画の作成又は変更
- 六 第10条に定める管理の実施
- 七 第17条第3項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借り入れ及び修繕費積立金の取り崩し
- 八 役員の選任又は解任（第27条第2項の規定により選任する場合を除く）
- 九 役員の報酬の決定又は変更
- 十 組合費等の金額の決定又は変更
- 十一 組合の収支予算及び事業計画の決定又は変更
- 十二 組合の収支決算及び事業報告
- 十三 組合の運営又は業務執行にかかる重要な方針の決定又は変更
- 十四 組合管理部分に関する管理委託契約の締結
- 十五 その他組合員の共同の利益にかかる重要な事項

（総会の議事）

第45条 総会の議事は、次の各号に掲げる場合は組合員及び議決権の各4分の3以上の多数により、その他の場合は組合員及び議決権の各過半数によりこれを決する。

- 一 規約の変更又は廃止
 - 二 組合の法人格の取得
 - 三 管理共有物の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く）
- 2 前項の場合において、規約の変更又は廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすとき、もしくは管理共有物の管理、変更が一部の組合員が所有する住宅の使用に特別の影響を及ぼすときは、その組合員の承諾を得なければならない。この場合においてその組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 3 総会においては、第39条第1項（第33条第2項及び第40条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。

（書面による決議）

第46条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面による決議をすることができる。

- 2 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員全員の書面による合意があったときは、書面による決議があったものとみなす。
- 3 規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- 4 第65条の規定は、第3項の書面に準用する。
- 5 総会に関する規定は、書面による決議について準用する。

(議事録)

第 47 条 議長は総会の議事について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長のほか総会に出席した組合員の 2 人がこれに署名押印しなければならない。
- 3 第 65 条の規定は、前項の議事録に準用する。

第 9 章 理 事 会

(理事会)

第 48 条 総会の決議及び規約等に基づき管理共有物の管理又は使用に関する軽易な事項を決定し、処理するために理事会を置く。

- 2 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。
 - 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
 - 二 規約及び協定の変更に関する案
 - 三 細則の制定又は変更に関する案
 - 四 長期修繕計画の作成又は変更に関する案
 - 五 その他の総会提出議案
 - 六 組合費等の滞納者に対する訴訟等の法的措置
 - 七 「建築協定」及び「共同生活の秩序維持に関する協定」に定める承認又は不承認
 - 八 第 62 条に定める勧告又は指示等
 - 九 総会から付託された事項
- 3 理事会は、理事長、副理事長及び理事（以下「理事等」という）で組織する。
- 4 理事会の議長は、理事長が務める。

(理事会の招集)

第 49 条 理事会は、必要の都度理事長が招集する。

- 2 副理事長又は理事が、副理事長及び理事の 3 分の 1 以上の同意を得て理事会の招集を請求した場合においては、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集する場合には監事に通知しなければならない。

(理事会の会議及び議事)

第 50 条 理事会の会議は、理事等の過半数が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事等の 3 分の 2 以上の多数で決する。

- 2 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 3 理事会の議事録は、理事長が組合の事務所において保管し、組合員の請求があったときはこれを閲覧させなければならない。

(専門委員会の設置)

第 51 条 理事会は、その責任と権限の範囲内において専門委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることができる。

2 専門委員会は、調査又は検討した結果を理事会に具申する。

第 10 章 会 計

(会計年度)

第 52 条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第 53 条 組合の経費は、組合費その他の収入をもってこれに充てる。

(収支予算の作成及び変更)

第 54 条 理事長は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

2 収支予算を変更しようとするときは、理事長はその案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。

(収支決算報告)

第 55 条 理事長は、前会計年度の収支決算報告案を監事の監査を得て通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

(組合費等の納入)

第 56 条 組合費は、毎月払いとし、その納入期限は当月の25日までとする。

2 第57条第2項の規定に基づき組合費等を臨時に徴収する場合の納入期限は、総会で定める。

3 組合費等の納入方法については、理事会が別に定める。

4 組合員が第1項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、組合はその未払い金額について、年利14.6%の遅延損害金と、違約金としての弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求することができる。

5 理事長は、未納の組合費及び使用料の請求に関して、理事会の決議により、組合を代表して訴訟その他の法的措置を遂行することができる。

6 第4項の規定に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第16条に定める費用に充当する。

7 組合員は、組合員の資格を失った場合において、既に納入した組合費等の払い戻しを請求

することはできない。

(組合費等の過不足)

第 57 条 収支決算の結果、組合費等にその余剰を生じた場合、その余剰は翌年度にそれぞれの費用に充当する。

2 組合費等に不足を生じる場合は、総会の決議により組合費等を臨時に徴収することができる。この場合において、組合費等の負担割合については、第 16 条第 2 項、又は第 17 条第 2 項に定めるところによる。

(使用料の使途)

第 58 条 管理共用物の使用料は、それらの管理に要する費用に充てるほか、第 17 条第 1 項に規定する修繕費積立金に充当する。

(帳簿等の保管)

第 59 条 理事長は、次の各号に掲げる帳簿等を組合の事務所において保管し、組合員又は利害関係の理由を付した書面による請求があったときはこれを閲覧させなければならない。この場合において閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

- 一 会計帳簿
- 二 備品台帳
- 三 管理共有物に関する図書
- 四 組合員名簿

(暫定措置)

第 60 条 年度当初から予算決定までの間、必要な経費及び緊急を要する費用については理事会の決議により支出することができる。

第 11 章 建 替 え

(建替え)

第 61 条 建替え決議及びその手続きについては、法第 69 条又は第 70 条を適用する。

2 建替えのための調査及びその費用並びに組合消滅時の財産の清算方法については、総会において組合員及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数により決する。

第 1 2 章 雑 則

(理事長の勧告及び指示等)

- 第 6 2 条** 組合員もしくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者もしくはその同居人（以下「組合員等」という）が法令もしくは規約等に違反したとき、又は第二住宅内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てその組合員に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示もしくは警告を行うことができる。
- 2 組合員は、その同居人又はその所有する専有部分の貸与を受けた者もしくはその同居人が前項の行為を行った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければならない。
- 3 組合員等がこの規約等に違反したとき、又は組合員等もしくは組合員等以外の第三者が土地、住宅共用部分及び付属施設において不法行為を行ったときは、理事長は理事会の決議を経て、次の措置を講ずることができる。
- 一 行為の差止め、排除又は原状回復のための必要な措置の請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を遂行すること
 - 二 土地、住宅共用部分及び付属施設について生じた損害賠償金又は不当利得による返還金の請求又は受領に関し、組合員のために、訴訟の原告又は被告になること、その他法的措置をとること。
- 4 前項の訴えを提起する場合、理事長は請求の相手方に対し、違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を請求することができる
- 5 前項に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の諸費用に相当する収納金は、第 1 6 条に定める費用に充当する。
- 6 理事長は、第 3 項に基づき、組合員のために原告又は被告となったときは、遅滞なく組合員にその旨を通知しなければならない。この場合には第 3 9 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(細則の設定)

- 第 6 3 条** この規約に定めるもののほか、組合の業務の執行に必要な事項については、別に細則でさだめる。

(棟委員)

- 第 6 4 条** 理事会は、組合業務を円滑に運営するため、各棟から棟委員を 1 名ずつ選出することができる。

(規約等の保管)

- 第 6 5 条** 規約等は、理事長が組合の事務所において保管しなければならない。
- 2 理事長は、利害関係人の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、規約等の閲覧をさせなければならない。
 - 3 理事長は、規約等の保管場所を所定の掲示場所に掲示しなければならない。

附 則

(適用期日)

1. 昭和50年(1975)3月28日施行
2. 昭和61年(1986)3月23日改正・同年4月1日施行
3. 平成14年(2002)2月3日一部改正・同日施行
4. 平成17年(2005)5月27日一部改正・8月1日施行
5. 平成18年(2006)5月21日改正・同日施行
6. 平成23年(2011)5月29日一部改正・同日施行